

平成30年度

地域管理経営計画・国有林野施業実施計画(案)

の概要

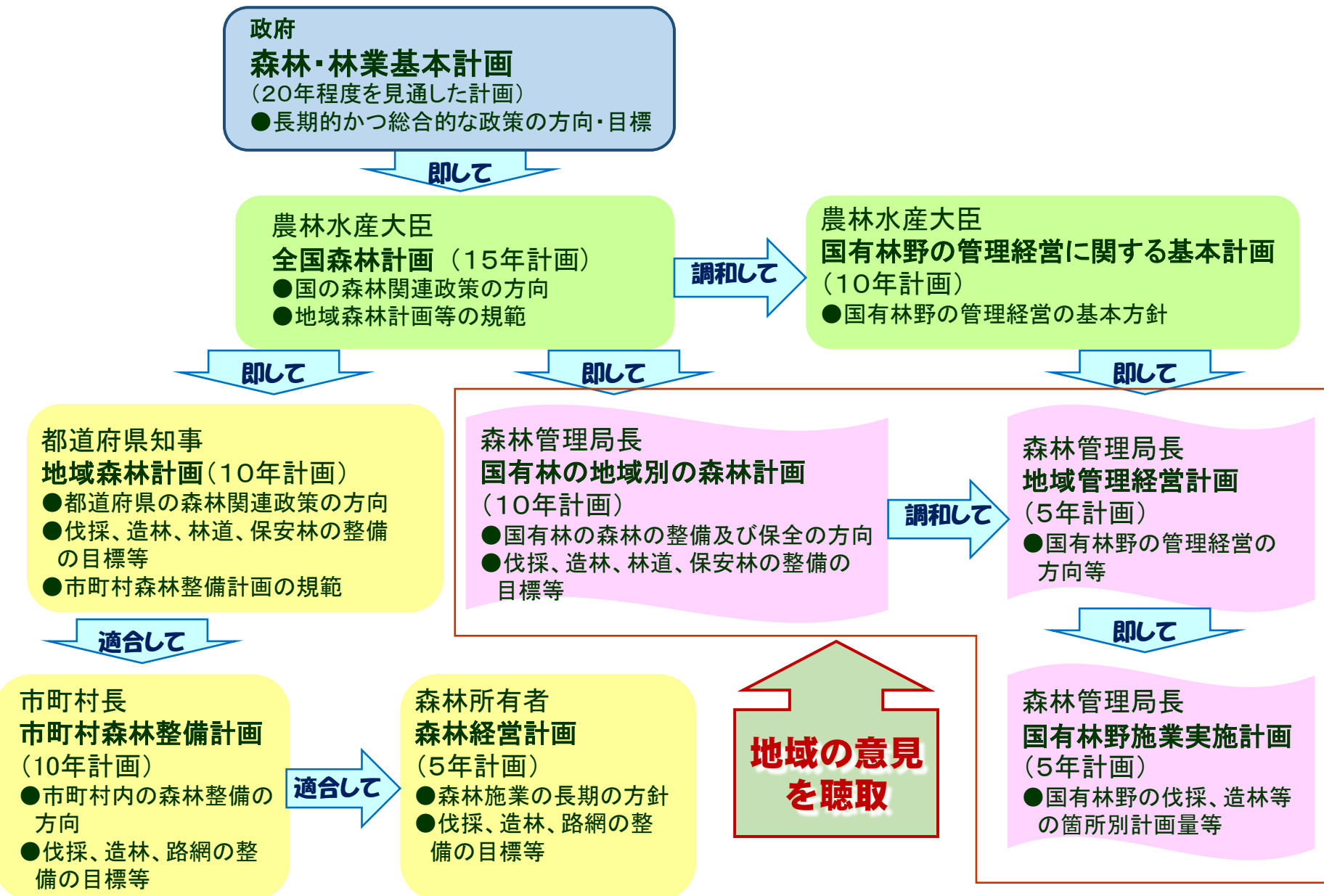
---

平成31年 3月

北海道森林管理局

# I 森林計画制度の概要

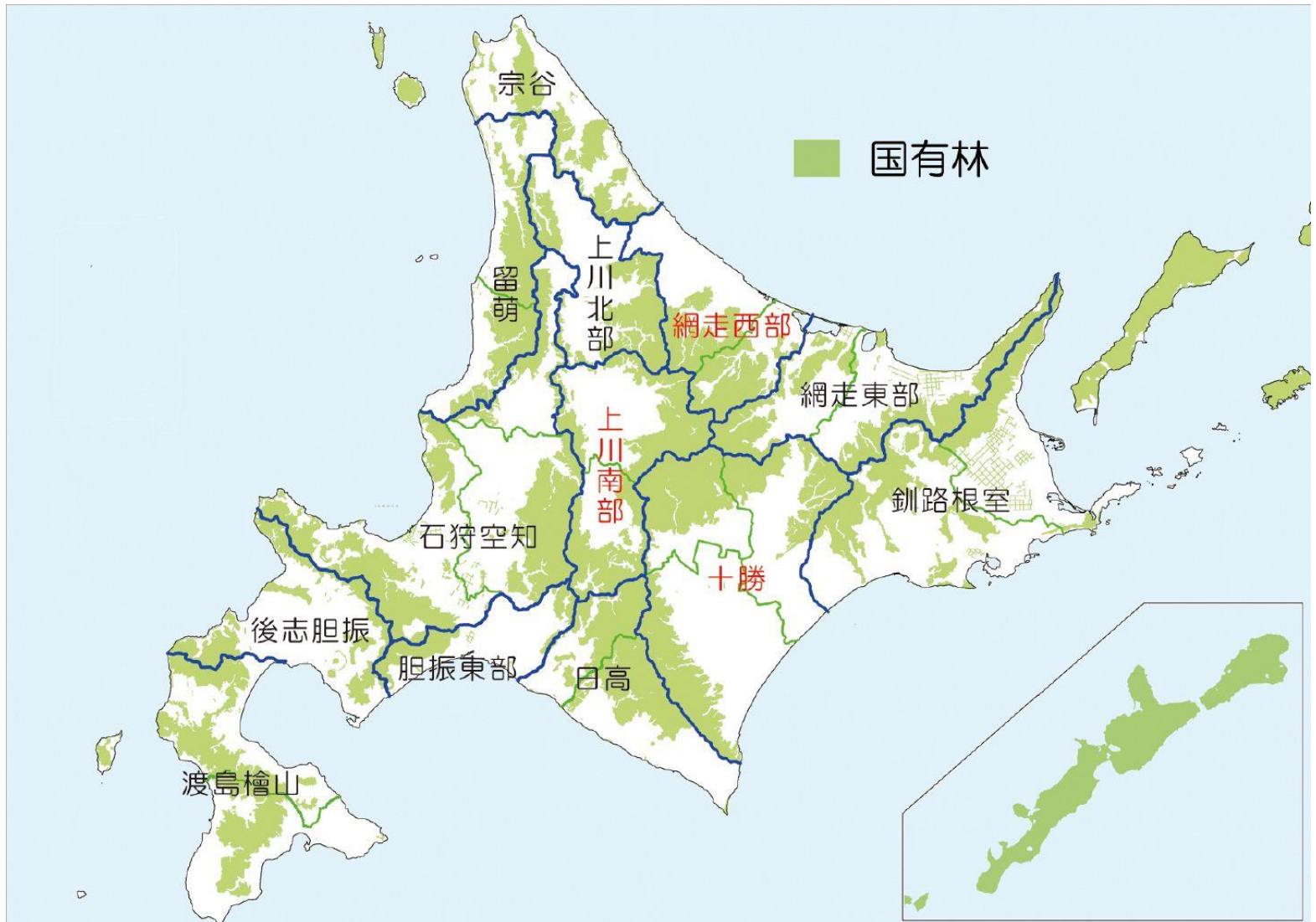
## ○ 森林計画の体系



# ○ 森林計画区

北海道森林管理局管内は13計画区

(全国で158計画区)



# ○ 各計画の内容

## 国有林に関する計画の主な計画事項

### 国有林の地域別の森林計画

(10年計画)

- 国有林の森林の整備及び保全の方向
- 伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等

### 地域管理経営計画

(5年計画)

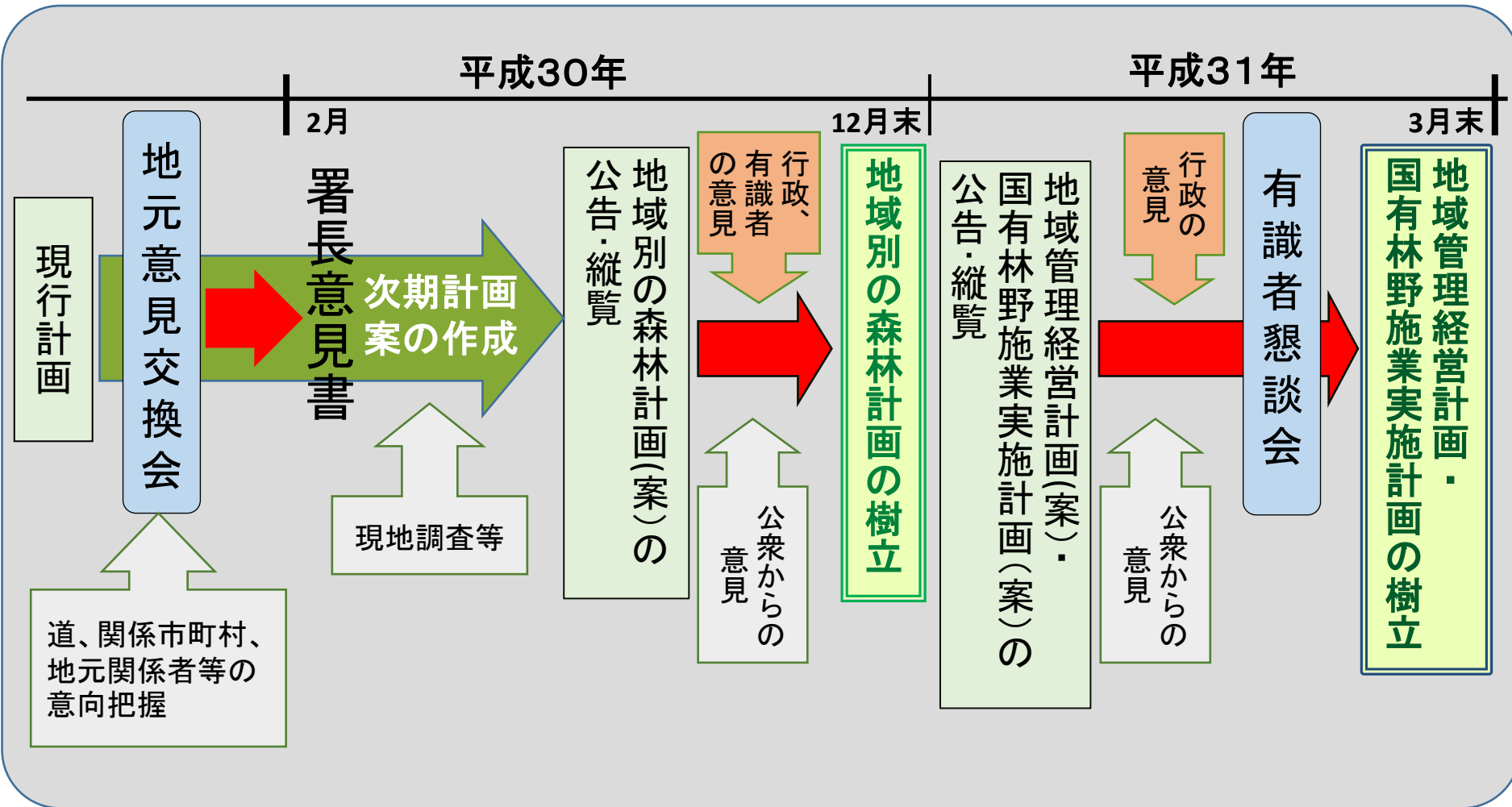
- 国有林野の管理経営の方向
- 機能類型区分に応じた管理経営の指針
- 伐採、造林、保育、林道の計画量
- 保護林、レクリエーションの森の設定、管理の方針等

### 国有林野施業実施計画

(5年計画)

- 国有林野の伐採、造林、林道、治山の箇所別計画量
- 保護林、レクリエーションの森の区域
- 森林共同施業団地の区域や連携した施業の内容

# ○ 計画の策定プロセス



## Ⅱ 樹立する地域管理経営計画(案)の概要

### 「はじめに」より

国有林野の管理経営の目標は、

- ① 公益的機能の維持増進
- ② 林産物の持続的・計画的な供給
- ③ 地域産業の振興や住民福祉の向上への寄与

森林に対する国民の要請は、

公益的機能の発揮に重点を置きつつ、多様化

これらを踏まえ、国有林野事業は、国有林野を「国民の森林」とすべく、

- ・ 公益重視の管理経営の一層の推進
- ・ 組織・技術力・資源を活用した、森林・林業再生への貢献

を進めていく。

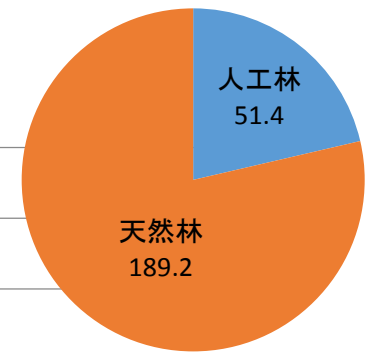
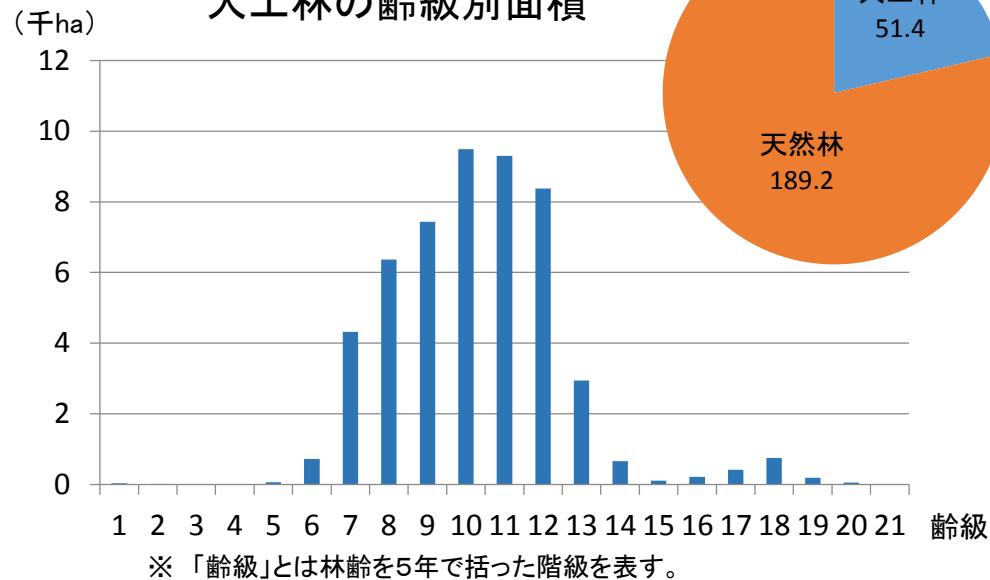
# ○ 上川南部森林計画区の概況

人・天別面積 (千ha)

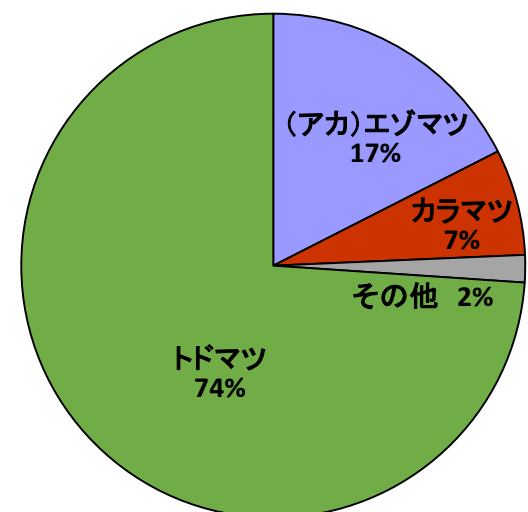
上川南部森林計画区的位置図



人工林の齢級別面積



人工林の樹種構成(面積)



凡 例	
国 有 林	
主 要 山 岳	
鉄 道	
森林計画区界	
市 町 村 界	
振 興 局 界	
森林管理署等	
森林管理署界	

# ○ 網走西部森林計画区の概況

人・天別面積 (千ha)

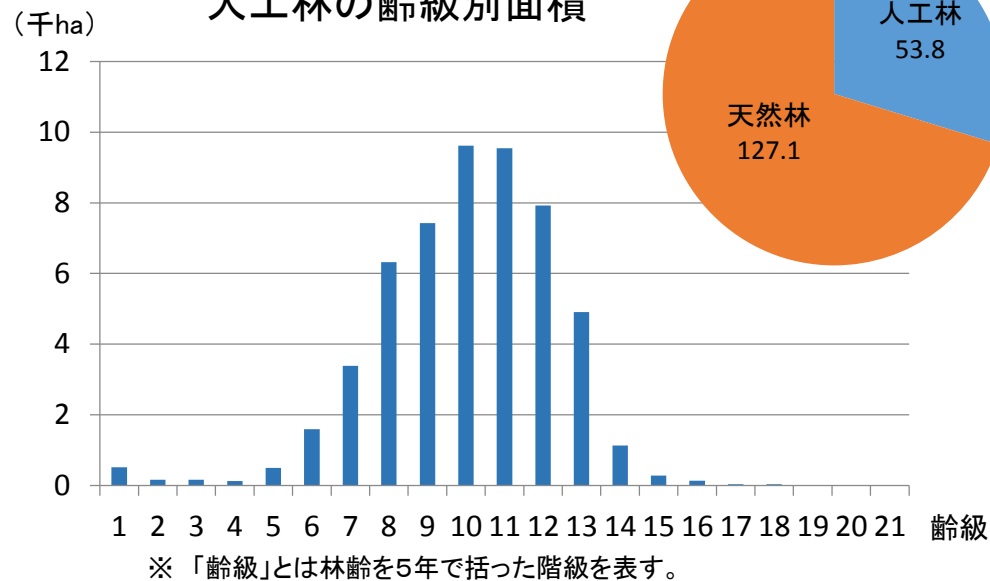
網走西部森林計画区の位置図



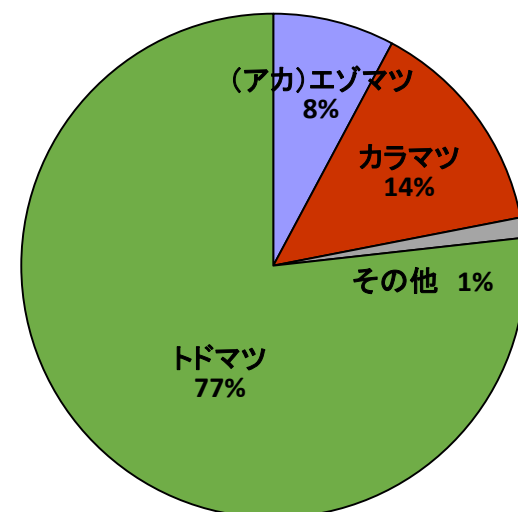
凡 例	
国 有 林	
主 要 山 岳	
鉄 道	
森林計画区界	
市 町 村 界	
振 興 局 界	
森林管理署等	
森林管理署界	



人工林の齢級別面積



人工林の樹種構成(面積)

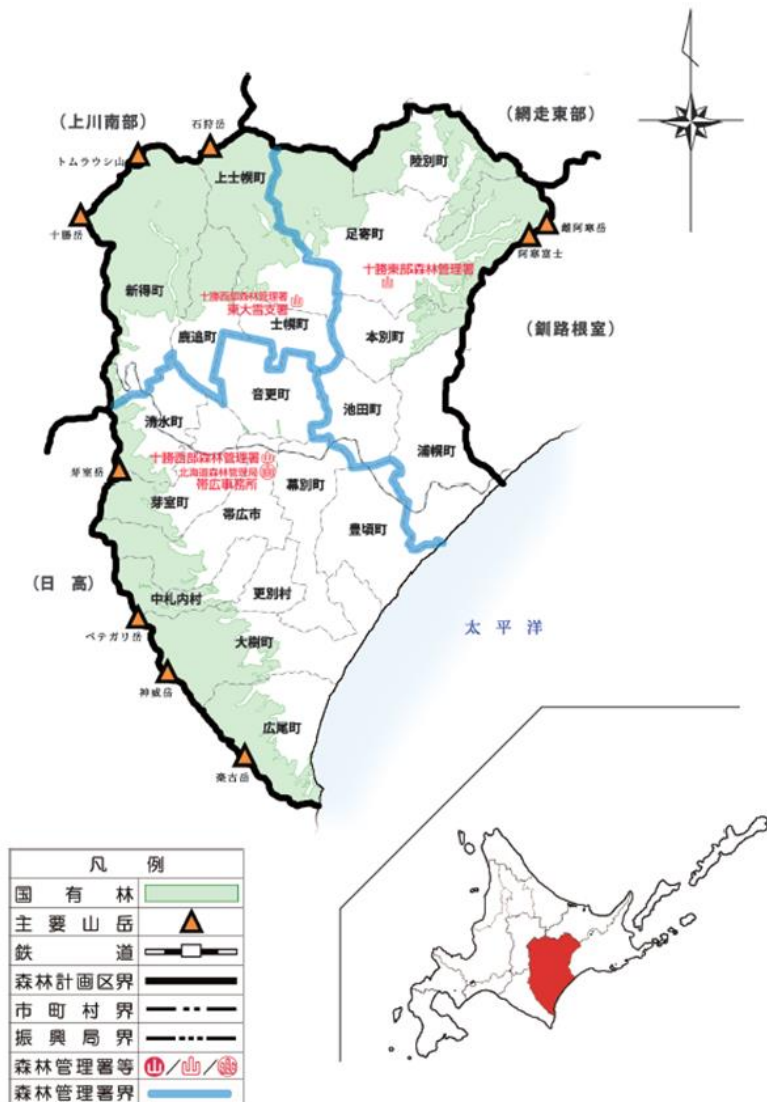




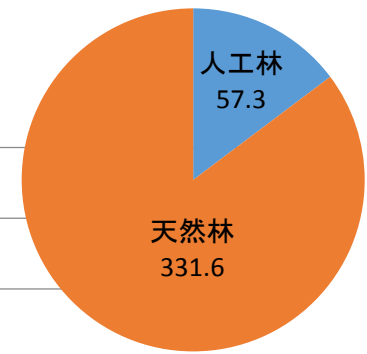
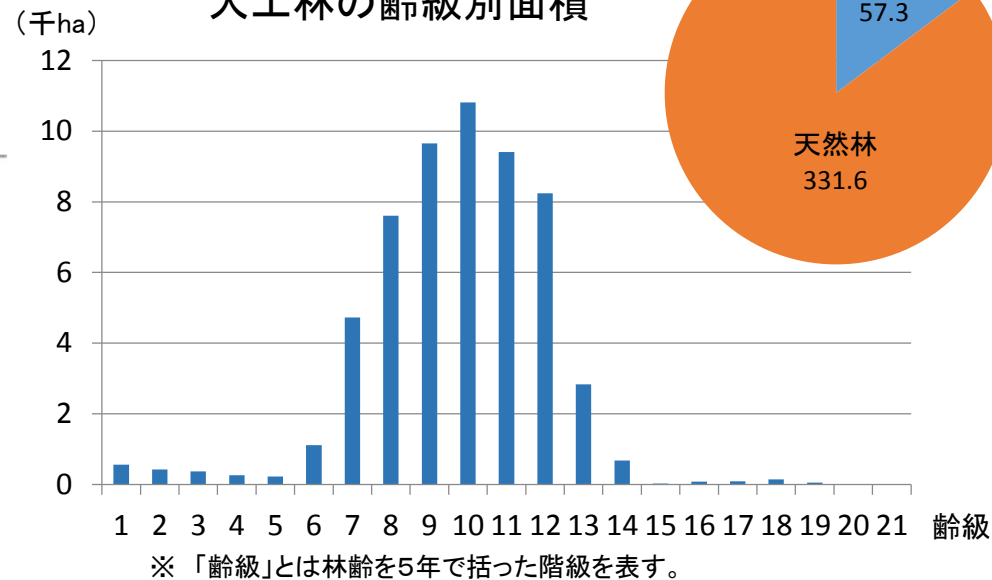
# ○ 十勝森林計画区の概況

人・天別面積 (千ha)

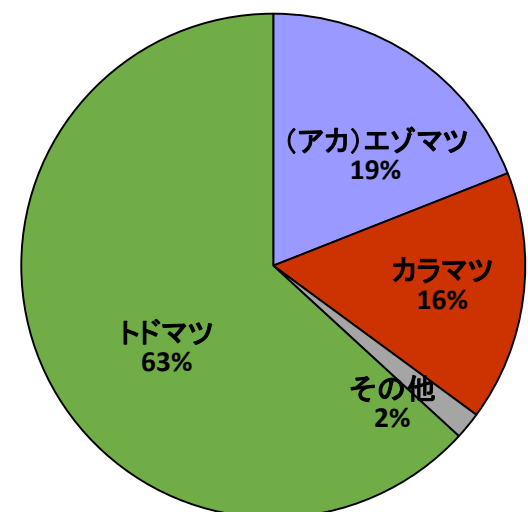
十勝森林計画区的位置図



人工林の齢級別面積



人工林の樹種構成(面積)



# 地域管理経営計画の構成

## 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

- (1) 国有林野の管理経営の基本方針
- (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項
- (3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項
- (4) 主要事業の実施に関する事項
- (5) その他必要な事項

## 2 国有林野の維持及び保存に関する事項

- (1) 巡視に関する事項
- (2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項
- (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項
- (4) その他必要な事項

## 3 林産物の供給に関する事項

- (1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項
- (2) その他必要な事項

## 4 国有林野の活用に関する事項

- (1) 国有林野の活用の推進方針
- (2) 国有林野の活用の具体的手法

## 5 公益的機能維持増進協定に基づき国有林野と一体的に行う民有林野の整備及び保全に関する事項

## 6 国民の参加による森林の整備に関する事項

- (1) 国民参加の森林に関する事項
- (2) 分収林に関する事項
- (3) その他必要な事項

## 7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

- (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項
- (2) 地域の振興に関する事項

# 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

## (1) 国有林野の管理経営の基本方針

機能類型区分を踏まえた森林の適切な整備と保全により、次の方針の下、**持続可能な森林経営**に取り組んでいく

### ① 生物多様性の保全

希少な野生生物の生育・生息環境への配慮など

### ② 森林生態系の生産力の維持

間伐の実施、主伐とその後の適切な更新など

### ③ 森林生態系の健全性と活力の維持

病虫害・鳥獣害対策、山火事対策など

### ④ 土壌及び水資源の保全・維持

山地災害からの早期復旧、適切な施業方法の選択など

### ⑤ 地球温暖化防止への森林の寄与の維持

育成林の整備と天然生林の保全、木材利用の推進

### ⑥ 社会・経済的便益の維持・増進

レクリエーションや森林とのふれあいの場の提供など

### ⑦ 持続可能な森林経営のための制度的枠組

森林計画制度の適切な運用

## (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

- ・ 個々の国有林野を、その重視すべき機能に応じて区分し、各機能の発揮を目的とした管理経営を行う。
- ・ 具体的には、別冊「各機能類型に応じた管理経営の指針」により取り扱う。

### ① 山地災害防止タイプ

#### (土砂流出・崩壊防備エリア)

- ・ 山地災害防止及び土壌保全機能の発揮を第一とすべき森林
- ・ 下層植生の発達を促進するため、適度な陽光が林内に入るように密度管理
- ・ 必要に応じ、治山施設を整備



治山工事（十勝西部署）

#### (気象害防備エリア)

- ・ 風害、霧害等の気象災害の防止の機能の発揮を第一とすべき森林
- ・ 遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力が強い森林を育成



防風保安林（網走西部署）

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項 (つづき)

② 自然維持タイプ

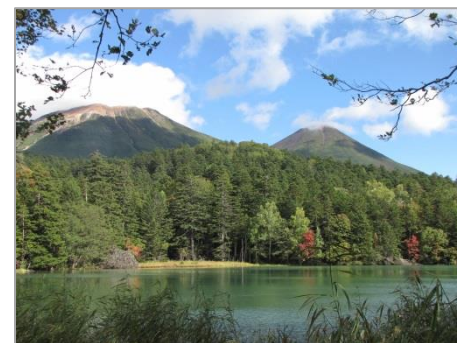
- ・ 生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき森林
- ・ 原則として自然の推移に委ね、野生生物の生育・生息環境の保全に配慮



天然林 (西紋別支署)

③ 森林空間利用タイプ

- ・ 保健、レクリエーション、文化機能の発揮を第一とすべき森林
- ・ 景観の向上やレクリエーションを考慮した保育や間伐を実施
- ・ 必要に応じ、遊歩道等を整備



オンネトー (十勝東部署)

④ 快適環境形成タイプ (該当なし)

- ・ 快適な環境の形成の機能の発揮を第一とすべき森林

⑤ 水源涵養タイプ

- ・ 水源の涵養の機能の発揮を第一とすべき森林
- ・ 森林土壌を維持し、根系や下層植生が発達するよう、森林を整備

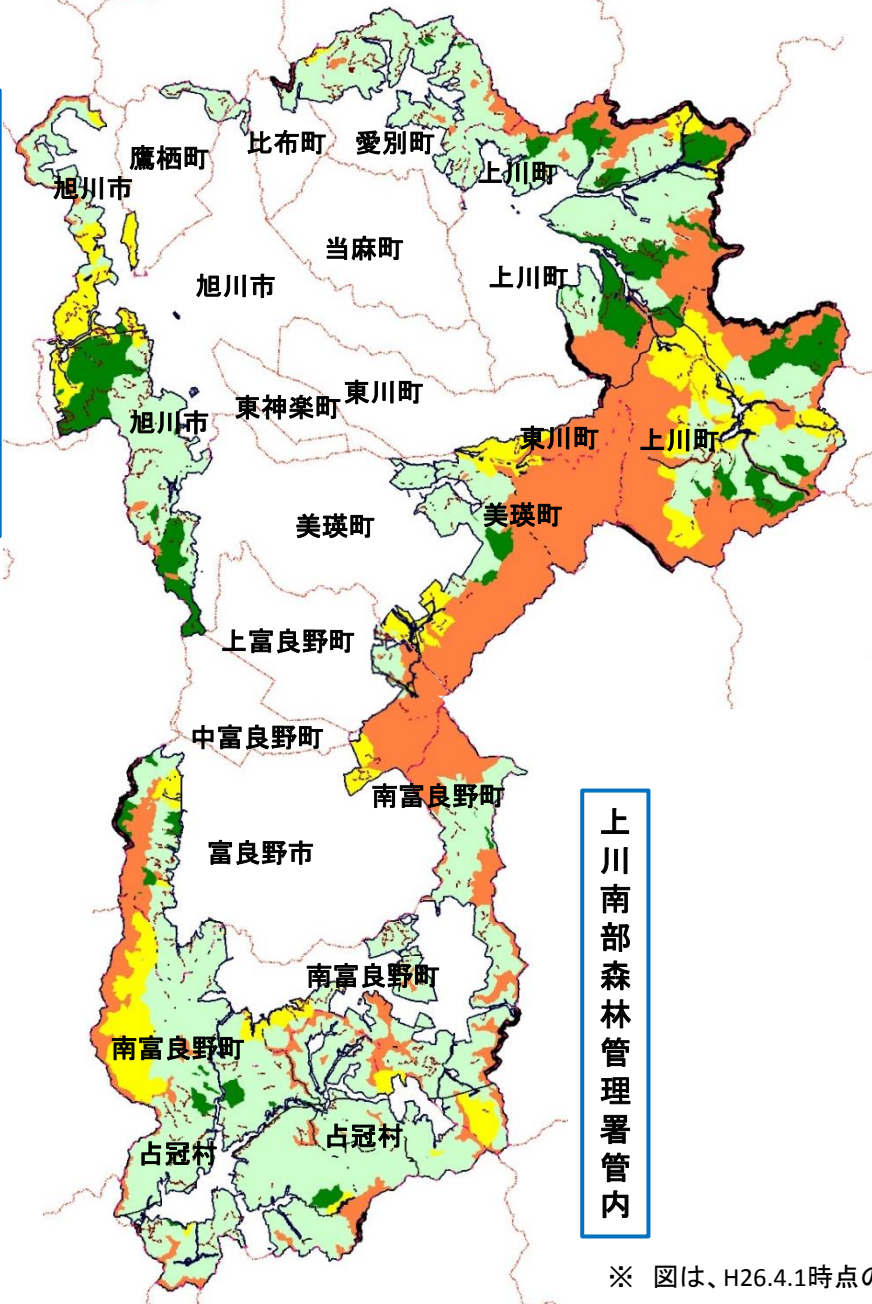


清流を育む森林  
(網走西部署)



# ○ 上川南部森林計画区の機能類型区分

上川中部森林管理署管内



上川南部森林管理署管内

機能類型別面積

区分	面積(ha)	比率(%)
山地災害防止タイプ	27,250	10%
自然維持タイプ	74,480	27%
森林空間利用タイプ	29,275	11%
水源涵養タイプ	143,783	52%
計	274,788	



※ 図は、H26.4.1時点のもの

# ○ 網走西部森林計画区の機能類型区分

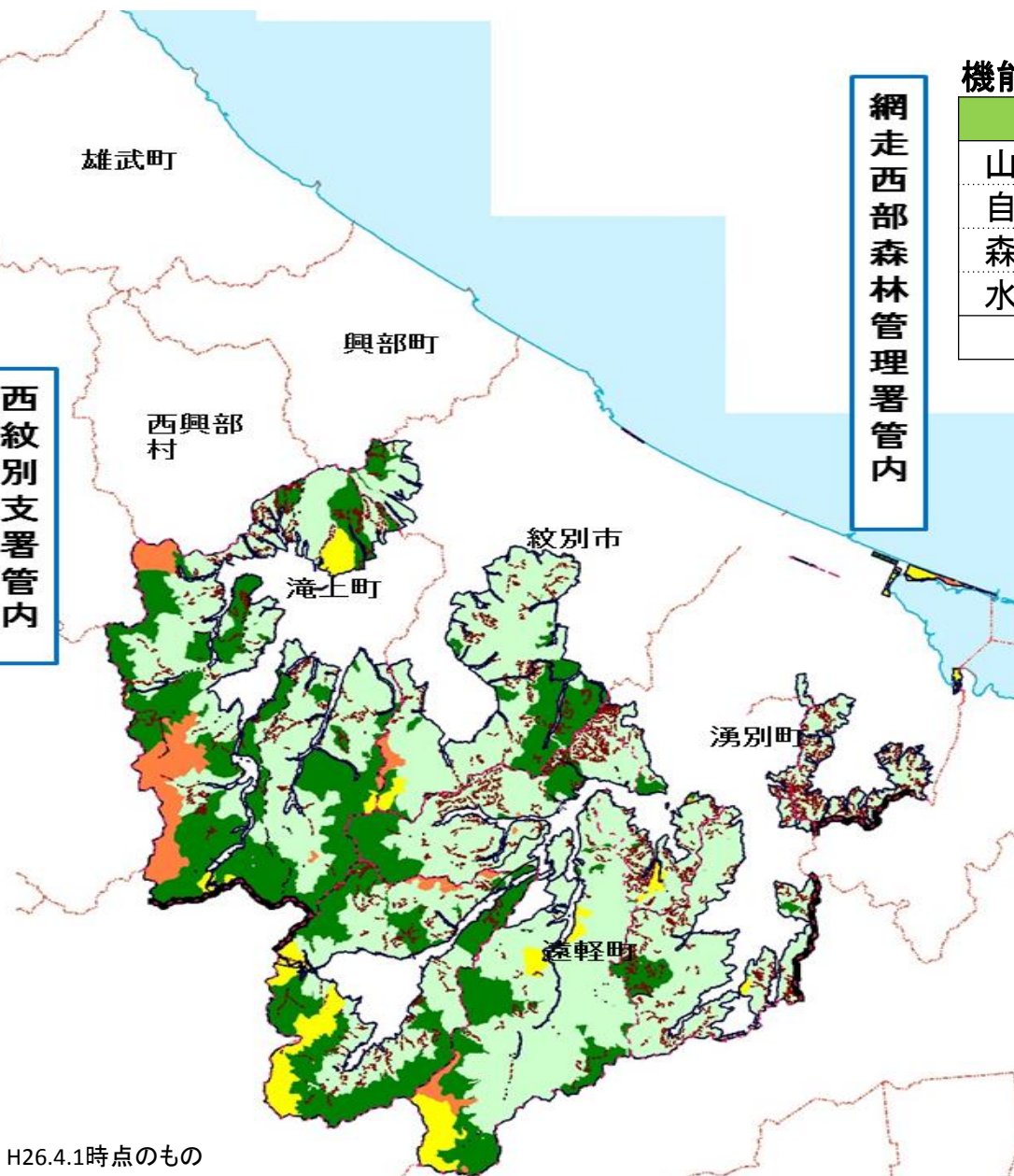
機能類型別面積

区 分	面積 (ha)	比率 (%)
山地災害防止タイプ	60,706	32%
自然維持タイプ	9,851	5%
森林空間利用タイプ	1,649	1%
水源涵養タイプ	118,394	62%
計	190,600	



網走西部森林管理署管内

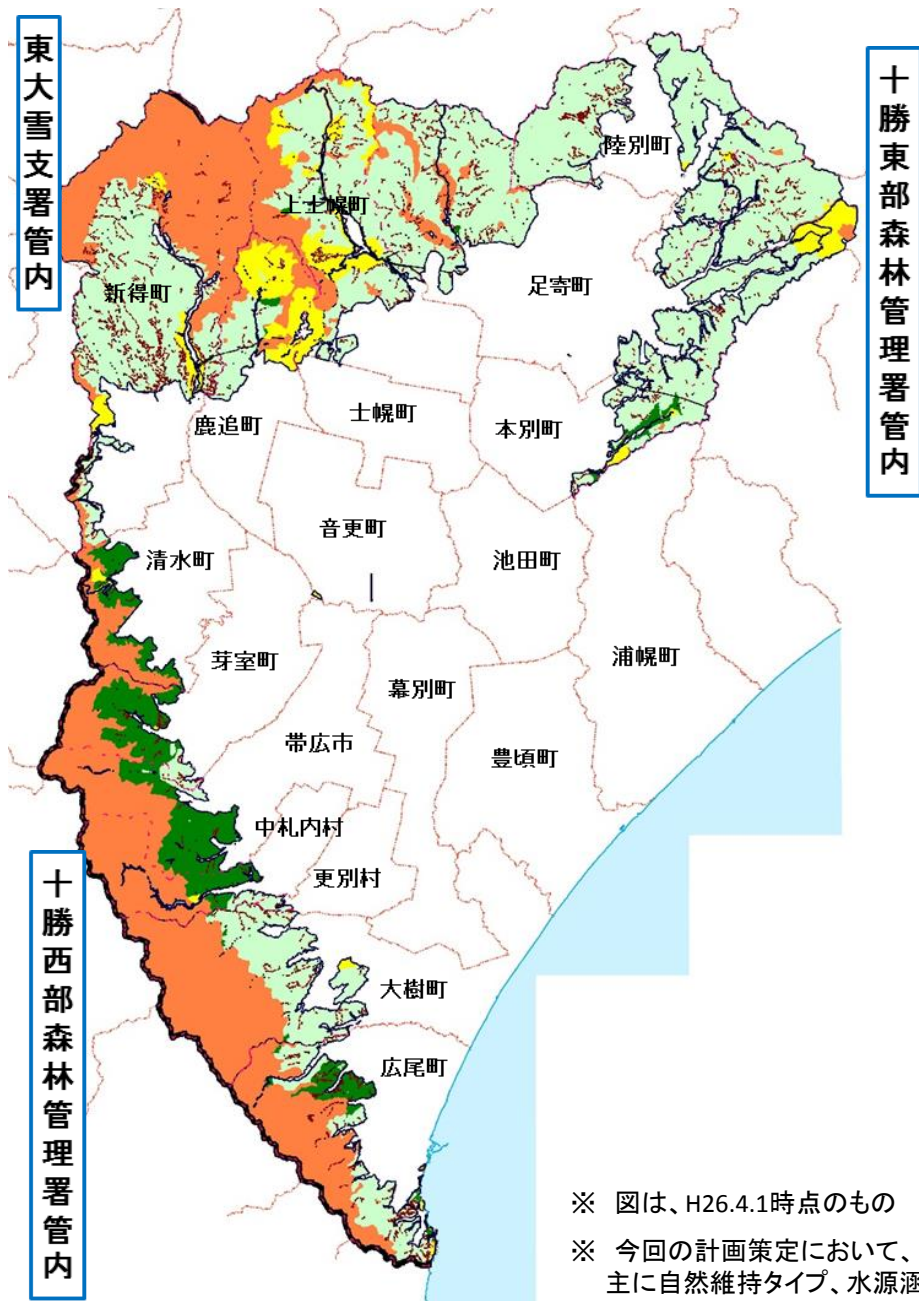
西紋別支署管内



※ 図は、H26.4.1時点のもの

※ 今回の計画策定において、「レクリエーションの森」の見直しに伴い、森林空間利用タイプが減少し、主に山地災害防止タイプ、自然維持タイプが増加

# ○ 十勝森林計画区の機能類型区分



機能類型別面積

区 分	面積(ha)	比率(%)
山地災害防止タイプ	34,172	8%
自然維持タイプ	144,250	34%
森林空間利用タイプ	13,316	3%
水源涵養タイプ	226,840	54%
計	418,578	



※ 図は、H26.4.1時点のもの

※ 今回の計画策定において、「レクリエーションの森」の見直しに伴い、森林空間利用タイプが減少し、主に自然維持タイプ、水源涵養タイプが増加



### (3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

- ・流域森林・林業活性化協議会等の場を通じ、道、市町村等との連携を図りながら、地域の森林・林業の再生に貢献
- ・民有林に導入される**森林経営管理制度**が円滑に機能するよう、国有林野事業においても取り組む

森林所有者自らが適切な経営管理を行えなくなっている森林について、市町村が経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託して集約するとともに、再委託できない森林の経営管理は市町村自らが行う仕組み

(森林経営管理法  
H30.5月成立、H31.4月施行)

#### ① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及

- ・コンテナ苗の活用
  - ・伐採・造林の一貫作業システムの推進
  - ・ドローン等の先端技術の活用
- など、低コストで効率的な作業システムの確立と普及に取り組む



ドローン講習会  
(西紋別支署)



天然力を活用した森林づくり  
現地検討会(十勝東部署)

#### ② 林業事業者の育成

- ・**森林経営管理制度**の定着に向けて、意欲と能力のある林業経営者の受注機会の拡大への配慮
- ・国有林の多様な立地を活かした現地検討会の開催等に取り組む



乗用型草刈り機の検証

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項 (つづき)

③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

森林共同施業団地の設定、土場の共同利用、  
民有林材との協調出荷等に取り組む

森林共同施業団地の設定状況

	箇所数	面積 (ha)		
		国有林	民有林	計
上川南部計画区	1	2, 221	854	3, 075
網走西部計画区	—	—	—	—
十勝計画区	3	4, 535	524	5, 059



森林共同施業団地における  
木材生産

④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士等による技術支援

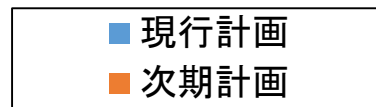
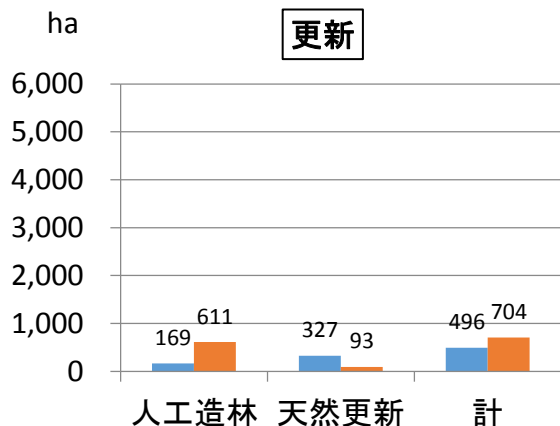
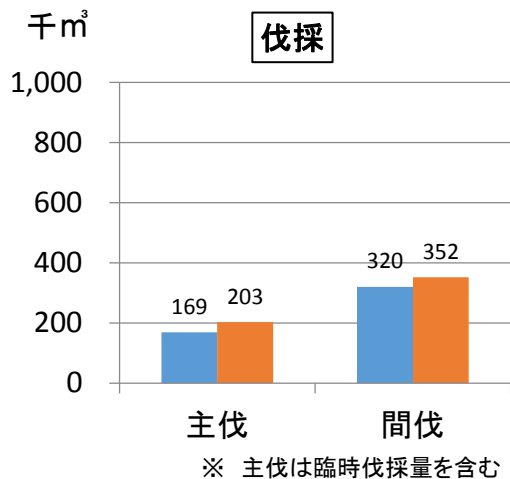
- ・市町村の森林・林業行政の支援のための森林総合監理士(フォレスター)の育成
- ・**森林経営管理制度**の構築を踏まえ、自ら森林経営を行う市町村への**技術情報の提供**等の支援
- ・**民有林における人材育成のための研修等へのフィールドの提供**  
等に取り組む

北海道立林業大学校への協力を含む

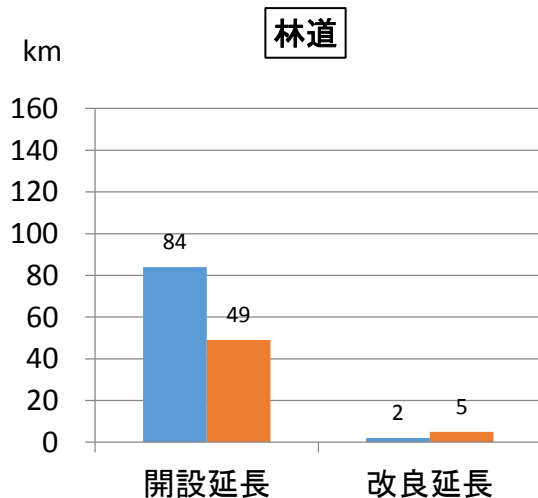
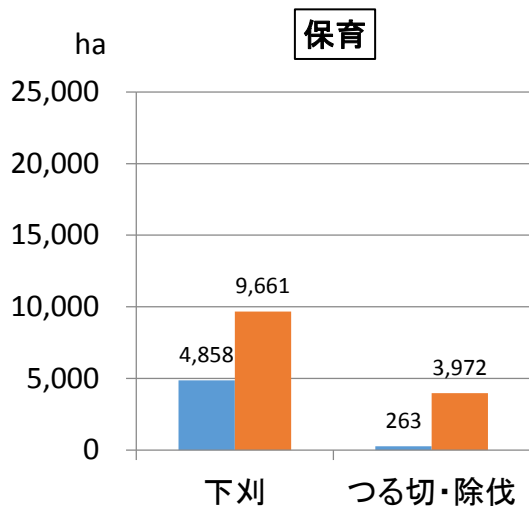
## (4) 主要事業の実施に関する事項

### ○ 上川南部森林計画区の主要事業量

※ 国有林野施業実施計画において、これに即して事業予定地を積み上げて、事業量を計上（ただし、保育量は事業予定地の積み上げではなく、総量のみ計画）



(注) 天然力を活用した多様な森林づくりを推進する観点から、人工造林で計画する林分についても、現地の状況に応じて、同一林分内できめ細かく人工造林と天然更新を行う。

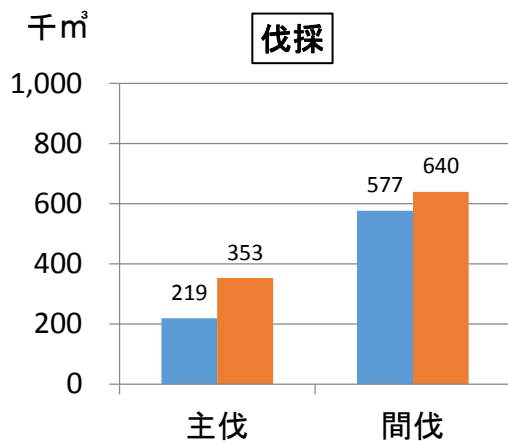


地拵作業（上川中部署）

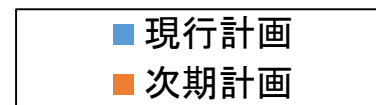
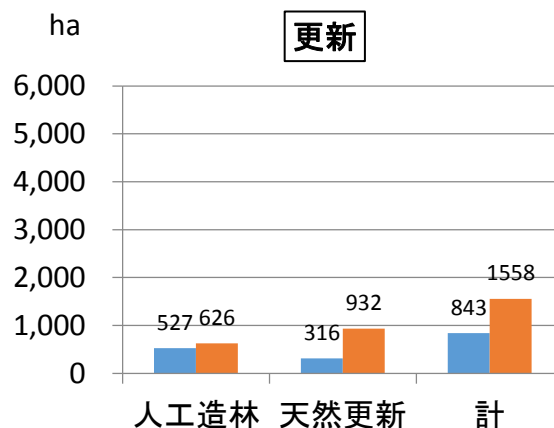
## (4) 主要事業の実施に関する事項 (つづき)

### ○ 網走西部森林計画区の主要事業量

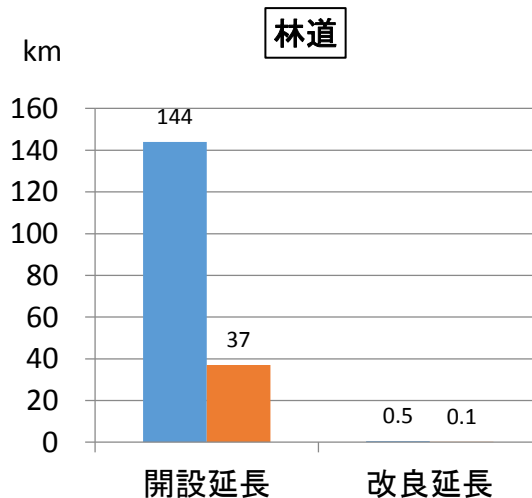
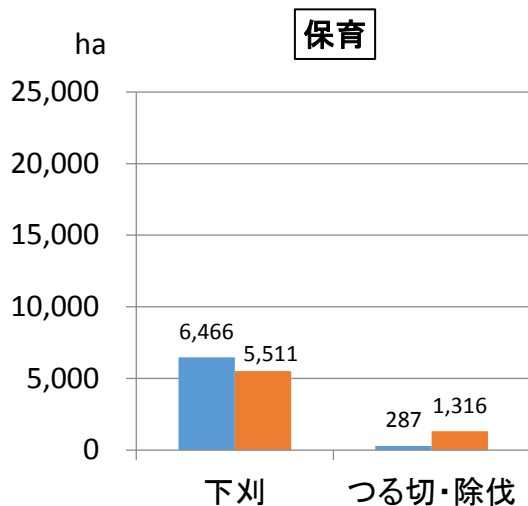
※ 国有林野施業実施計画において、これに即して事業予定地を積み上げて、事業量を計上 (ただし、保育量は事業予定地の積み上げではなく、総量のみ計画)



※ 主伐は臨時伐採量を含む



(注) 天然力を活用した多様な森林づくりを推進する観点から、人工造林で計画する林分についても、現地の状況に応じて、同一林分内できめ細かく人工造林と天然更新を行う。



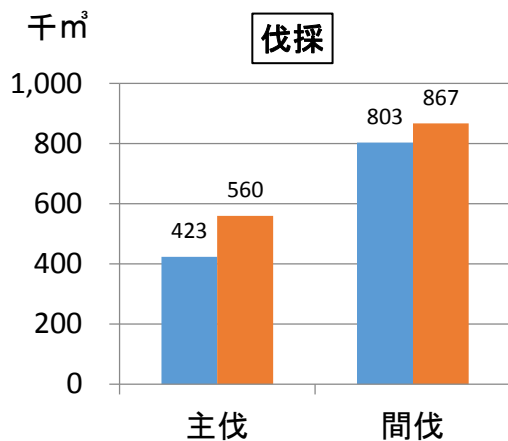
造材作業 (網走西部署)



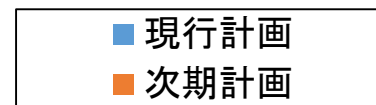
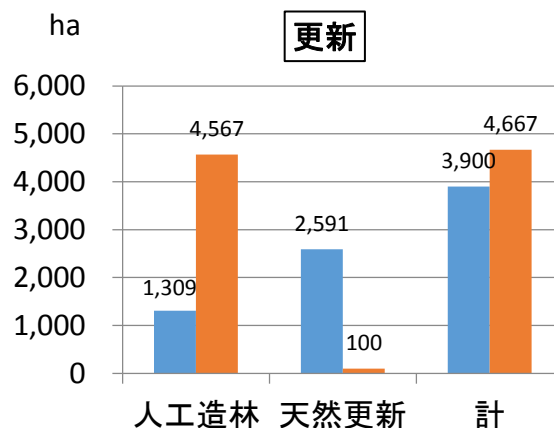
## (4) 主要事業の実施に関する事項 (つづき)

### ○ 十勝森林計画区の主要事業量

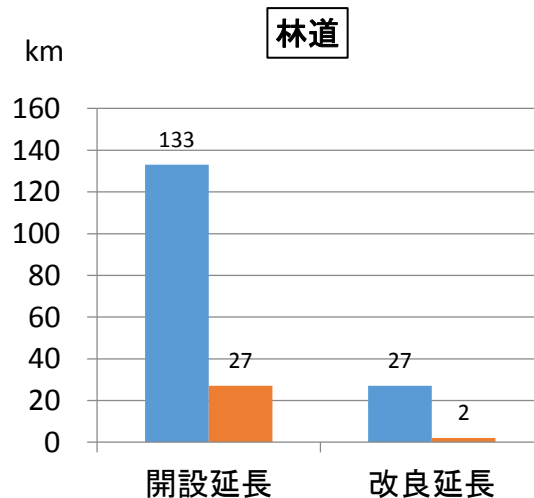
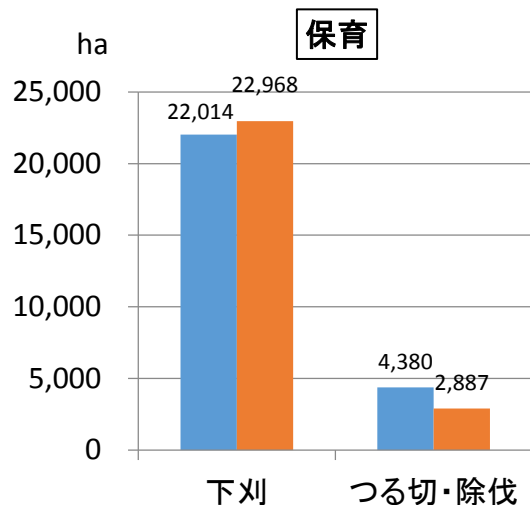
※ 国有林野施業実施計画において、これに即して事業予定地を積み上げて、事業量を計上 (ただし、保育量は事業予定地の積み上げではなく、総量のみ計画)



※ 主伐は臨時伐採量を含む



(注) 天然力を活用した多様な森林づくりを推進する観点から、人工造林で計画する林分についても、現地の状況に応じて、同一林分内できめ細かく人工造林と天然更新を行う。



下刈作業

## (5) その他必要な事項

### ① 水源となっている森林への配慮

- ・ 水源涵養機能を持続的に発揮させるための間伐
- ・ 水質汚濁の防止に配慮した森林施業

を推進

### ② 路網の整備

- ・ 林道(林業専用道を含む)と森林作業道の適切な組合せ
- ・ 自然・社会的条件のよい森林における路網の重点的な整備

を推進

### ③ 治山事業

事前防災・減災の考え方に立ち、次のことを推進

- ・ 保安林の整備
- ・ 流木対策を含め、溪間工・山腹工等の治山施設の整備

### ④ 地況林況調査の実施

国有林の管理経営を適切に進めていくため、地況林況調査を計画的に実施



林道(網走西部署)



スリットダムによる流木の捕捉(十勝西部署)



地況林況調査(西紋別支署)

## 2 国有林野の維持及び保存に関する事項

### (1) 巡視に関する事項

#### ① 森林火災防止等の森林保全巡視

- ・ 森林火災の発生防止等のための啓発活動
- ・ 巡視による森林被害の発生状況や不法投棄の把握等に努める

#### ② 境界の保全管理

境界標の確認、不明標の復元等を実施



境界標



グリーン・サポート・スタッフ<sup>(注)</sup>  
による展望台案内板の補修  
(上川中部署)

(注) グリーン・サポート・スタッフ：  
巡視、入山者への指導・啓発、  
簡易な施設補修等を行う非常勤  
の職員

### (2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害や野生鳥獣による被害の早期発見・  
早期防除に努める



ハバチによるカラマツ被害  
(十勝東部署)

### (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

#### ① 希少種の保護

- ・ 生物多様性保全の観点から、環境行政とも連携し、希少種の保護等に努める
- ・ 例えば、クマゲラ、クマタカ、シマフクロウ等の生息環境の保全

#### ② 保護林の設定

- ・ 国有林野事業独自の森林保護制度である保護林を設定し、それぞれの設定目的に応じた保護管理を行う

##### 森林生態系保護地域

我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理（原則 2,000ha以上）

##### 生物群集保護林

地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理（原則 1,000ha以上）

##### 希少個体群保護林

希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理し、当該野生生物の個体群の持続性を向上（原則 5ha以上）



シマフクロウの巣箱

#### 保護林の設定状況

上川南部計画区	箇所数	面積 (ha)
森林生態系保護地域	2	46,651
生物群集保護林	3	2,351
希少個体群保護林	14	1,604

網走西部計画区	箇所数	面積 (ha)
希少個体群保護林	8	200

十勝計画区	箇所数	面積 (ha)
森林生態系保護地域	2	127,866
希少個体群保護林	23	3,491



保護林モニタリング調査



### (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項 (つづき)

#### ③ 緑の回廊

- ・ 保護林を中心に生態系ネットワークの形成を図るため、「緑の回廊」を設定
- ・ 野生生物の自由な移動の場として保護

#### 緑の回廊の設定状況

##### 「大雪・日高緑の回廊」

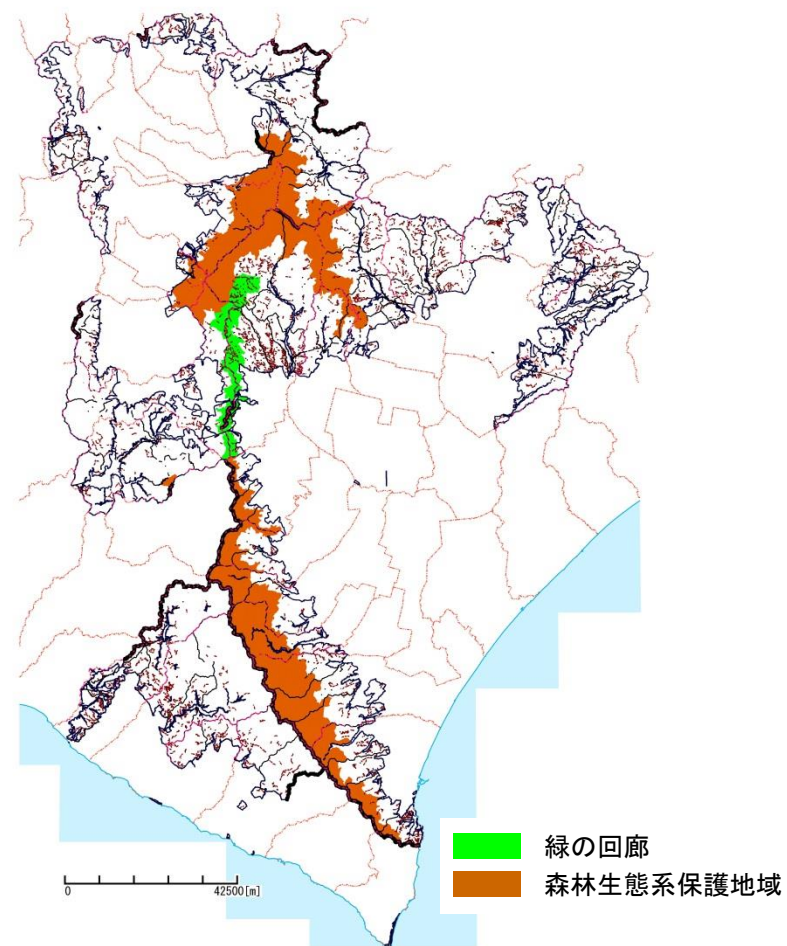
	延長(km)	面積(ha)
上川南部計画区	52	5,521
十勝計画区	57	11,847
計	109	17,368



ヒグマ



シマフクロウ



## (4) その他必要な事項

### ① 溪畔周辺の取扱い

- ・ 溪畔周辺(水辺から概ね片側25m)は、水系への土砂流出の抑制、野生生物の生育・生息場所や移動経路の提供等の場として重要
- ・ 上流から下流までの連続性の確保に努める



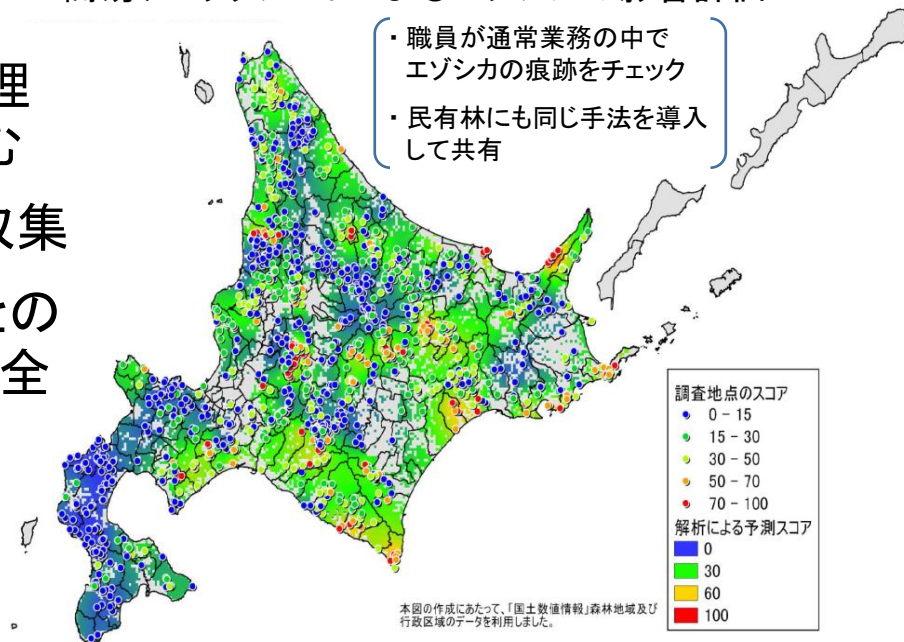
エゾシカ囲いわな

### ② エゾシカ被害への対応

- ・ 北海道が策定した「北海道エゾシカ管理計画」に基づき、個体数調整に取り組む
- ・ 生息状況、被害動向等について情報収集
- ・ 狩猟期間内において各種事業と狩猟との調整を計画的に行い、狩猟における安全対策の徹底について啓発を図る

#### 簡易チェックシートによるエゾシカの影響評価

- ・ 職員が通常業務の中でエゾシカの痕跡をチェック
- ・ 民有林にも同じ手法を導入して共有



# 3 林産物の供給に関する事項

## (1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

### ① 計画的な林産物の供給

- ・ 施業の結果得られる木材等林産物を、計画的に供給
- ・ 公売やシステム販売<sup>(注)</sup>により安定的に供給

(注) システム販売：

「国有林材の安定供給システムによる販売」の略称。製材工場、合板工場など需用者と事前に協定を締結し、丸太や立木を協定の相手方に安定的・計画的に供給する販売方法。協定の締結先は、販売数量等を公告して募り、国産材の需要拡大や加工・流通の合理化等についての提案を審査して選考する。



土場（十勝西部署）

### ② 効率的な素材生産

- ・ 低コスト・高効率な作業システムにより、効率的な素材生産を推進



ハーベスタによる造材作業  
(網走西部署)



フォワーダによる集材作業  
(西紋別支署)



## (2) その他必要な事項

### ① 木材利用の促進

- ・ 公共施設や公共事業等への木材利用を促進するため、地方公共団体への情報提供等に努める



木材を利用した森林管理署庁舎（宗谷署）

### ② 国有林野事業における木材利用

- ・ 治山・林道工事等において、間伐材等を使用した工法を積極的に採用するなど、国有林野事業自らの木材利用に取り組む



治山工事における間伐材利用  
（十勝西部署）

### ③ 利用が低位な木材の有効活用

- ・ 端材や林地残材等について、地域のエネルギー資源として有効活用に努める

カスケード利用の観点から、  
末木枝条の活用に取り組んでいく



木質バイオマス燃料  
（十勝西部署）

# 4 国有林野の活用に関する事項

## (1) 国有林野の活用の推進方針

- ・ 国有林野の活用に当たっては、公益的機能の発揮等との調整を図りつつ、地域社会の活性化に資するよう積極的に推進
- ・ 保健・文化・教育的利用が適当な国有林野を、「レクリエーションの森」として国民の利用に供する<sup>(注)</sup>
- ・ 特に観光資源としての活用の推進が期待される箇所を「日本美しい森 お薦め国有林」に選定し、観光客へ向けた情報発信等を行う

(注) 「レクリエーションの森」のうち利用が低位なものは、地元自治体の同意を得て見直し

## (2) 国有林野の活用の具体的手法

- ・ 公用・公共用・公益事業用地としての活用については、法令等に基づき、貸付、売払い等の手法により実施

### 「レクリエーションの森」の設定状況

	箇所数	面積(ha)
上川南部計画区	14	6,816
網走西部計画区	2	375
十勝計画区	13	8,329

### うち、「日本美しい森 お薦め国有林」

	名称
上川南部計画区	嵐山・神居自然休養林 白金自然休養林 上川浮島風景林
十勝計画区	然別自然休養林 トムラウシ自然休養林 ぬかびら野外スポーツ地域



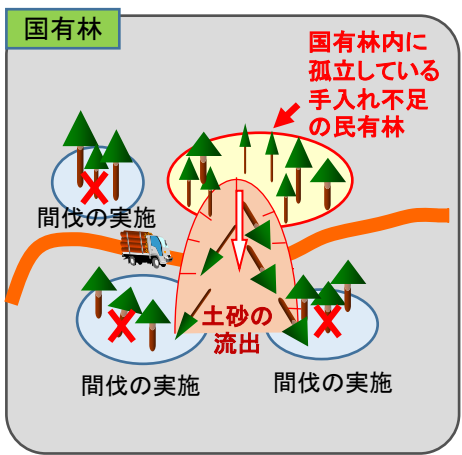
トムラウシ(東大雪支署)

# 5 公益的機能維持増進協定に基づき国有林野と一体的に行う民有林野の整備及び保全に関する事項

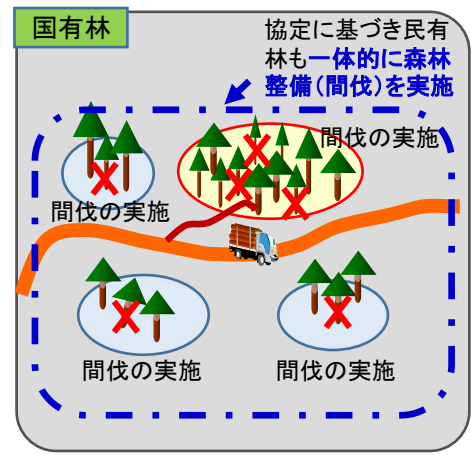
## (1) 公益的機能維持増進協定の設定に関する基本的な方針

- ・ 国有林野に隣接・介在する民有林において、森林所有者等による施業が十分に行われず、そのことにより国有林野の公益的機能に悪影響を及ぼしている場合があれば、国有林野と一体的に整備・保全を行うため、所有者等と「公益的機能維持増進協定」の締結に努める

(例)



民有林の手入れが不十分のままでは、土壤保全機能が低下し、国有林にも影響が生ずるおそれ



一体的な森林整備(間伐)の実施により、路網や国有林への影響が回避され、区域全体で公益的機能を維持増進

## (2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが適当な民有林野の整備及び保全に関する事項

(該当なし)

# 6 国民の参加による森林の整備に関する事項

## (1) 国民参加の森林に関する事項

国有林野の多様で豊かな自然環境や人材を活用し、森林環境教育、森林とのふれあい等の要請に応えるため、協定を締結して、フィールドの提供や技術指導を行う

### ① ふれあいの森

- ・自主的な森林整備活動の場として設定

### ② 社会貢献の森

- ・企業のCSR活動を目的とした森林整備活動の場として設定

### ③ 遊々の森

- ・森林環境教育の場として設定

### ④ 多様な活動の森

- ・森林の美化活動など、①～③に分類できない活動の場として設定

### 協定締結による国民参加の森林づくり 設定状況

上川南部計画区	箇所数	面積(ha)
ふれあいの森	3	3
社会貢献の森	1	11
遊々の森	4	163

網走西部計画区	箇所数	面積(ha)
社会貢献の森	1	5

十勝計画区	箇所数	面積(ha)
ふれあいの森	2	145
社会貢献の森	5	3
遊々の森	4	278
多様な活動の森	1	10

## (2) 分収林に関する事項

- ・ 分収林制度<sup>(注)</sup>の活用による森林整備を推進
- ・ 特に、企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の森林」の設定を進める

### 分収林の設定状況

上川南部計画区	契約箇所数	面積(ha)
分収造林	48	548
分収育林	41	198
計	89	746
うち「法人の森林」	4	16

十勝計画区	契約箇所数	面積(ha)
分収造林	46	708
分収育林	31	141
計	77	849
うち「法人の森林」	3	16

網走西部計画区	契約箇所数	面積(ha)
分収造林	32	222
分収育林	29	133
計	61	355
うち「法人の森林」	1	2

(注) 分収林制度：

- ・ 森林を所有する者、造林又は保育を行う者、費用を負担する者の2者又は3者で契約を結び、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度。
- ・ 国有林野事業における分収林は、契約相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、育成途上の森林について契約相手方が費用の一部を負担して国が保育を行う「分収育林」がある。



### (3) その他必要な事項

#### ① 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信

- ・ 地域で開かれる自然教育活動への協力等を通じ、国民に森林・林業に関する情報提供や普及啓発に努める
- ・ 国有林モニター制度<sup>(注)</sup>の活用により、国民の要請を把握し、管理経営に反映



国有林モニターによる視察

(注) 国有林モニター：  
公募により選定したモニターに、幅広く情報を提供し、アンケートや意見交換を通じて意見・要望等をいただく制度

#### ② 森林環境教育の推進

- ・ 「遊々の森」の活用を図るとともに、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールドの情報提供等を進める



小学生への森林環境教育  
(網走西部署)

#### ③ 森林の整備・保全等への国民参加

- ・ 「ふれあいの森」、「社会貢献の森」の活用等により、フィールド提供や技術指導など、多様な取組を進める
- ・ 森林管理署は、国民参加の森林づくりに関する支援窓口となるよう努める

(参考)

## 教育関係機関等との連携による森林環境教育の取組状況（平成29年度実績）

上川南部 計画区	保育園・幼稚園	小学校	中学校	高校・大学	その他	計
回数	42	4	0	2	17	65
参加者数	—	83	0	—	2,417	2,500

網走西部 計画区	保育園・幼稚園	小学校	中学校	高校・大学	その他	計
回数	0	10	1	0	6	17
参加者数	0	224	2	0	18	244

十勝 計画区	保育園・幼稚園	小学校	中学校	高校・大学	その他	計
回数	0	16	6	0	160	182
参加者数	0	233	28	0	5,605	5,866

---

森林管理局 計	保育園・幼稚園	小学校	中学校	高校・大学	その他	計
回数	42	85	19	8	273	571
参加者数	—	2,240	394	389	10,087	13,110

※ 回数には、森林環境教育の教材の貸与を含む。

# 7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

## (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

### ① 林業技術の開発

- ・ 研究機関へのフィールドの提供等により、基礎技術の開発に協力

### ② 林業技術の普及

- ・ 北海道や市町村、研究機関等と連携しながら、国有林のフィールドを活用した現地検討会の開催等により、技術開発成果の普及・定着に努める
- ・ 施業指標林・モデル林等の展示を通じて、技術の普及を図る



森林施業技術の現地検討会  
(網走西部署)

## (2) 地域の振興に関する事項

- ・ 国有林は、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもあり、地域振興への寄与は国有林野事業の重要な使命の一つ
- ・ 国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業再生への貢献を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上、美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承等に寄与するよう努める



糠平源泉郷 (東大雪支署)

# Ⅲ 地域管理経営計画・国有林野施業実施計画の変更計画の概要

- ・ 6つの森林計画区について、森林整備の必要箇所の精査による事業量の変更、効率的な森林施業推進のために必要な林道事業の変更、保安林機能の回復のために必要な治山事業の追加、レクリエーションの森の指定の変更等を行う。
- ・ 具体的には、以下のとおり。

## 【胆振東部計画区】

治山事業（植栽工12haの追加）

## 【日高計画区】

林道事業（開設1路線1.5kmの追加）

## 【石狩空知計画区】

レクリエーションの森施設の変更  
（スキーリフト0.07haの廃止、山荘0.03haの追加）

	変更前	変更後	増減
主伐（千m <sup>3</sup> ）	173	176	+3
間伐（千m <sup>3</sup> ）	986	983	▲3
人工造林（ha）	1,329	1,348	+19
天然更新（ha）	1,107	1,091	▲16
下刈（ha）	22,813	22,884	+71

※ 主伐は臨時伐採量を含まない値

## 【宗谷計画区】

	変更前	変更後	増減
間伐（千m <sup>3</sup> ）	216	224	+9

## 【網走東部計画区】

	変更前	変更後	増減
間伐（千m <sup>3</sup> ）	1,140	1,142	+2

## 【釧路根室計画区】

林道事業（開設1路線4.3kmの追加）

	変更前	変更後	増減
主伐（千m <sup>3</sup> ）	172	173	+1
間伐（千m <sup>3</sup> ）	950	955	+5
人工造林（ha）	2,770	2,773	+3
下刈（ha）	18,529	18,542	+13

※ 主伐は臨時伐採量を含まない値

※ このほか、保護林面積の誤記入を訂正

- ・また、全ての計画区において、地域管理経営計画の別冊「各機能類型に応じた管理経営の指針」を変更。主な変更点は以下のとおり。

- 「Ⅰ 基本的な考え方」の冒頭に、全国森林計画に北海道について記載されている次の一文を加筆。

寒冷な気候下にあり、育成単層林へ誘導・維持する施業の適地が限られている北海道においては、自然条件に応じ、天然力を活用した施業を主体として育成複層林へと誘導・維持する施業を積極的に推進するとともに、原生的な森林の保存に努める。

- 森林空間利用タイプにおけるレクリエーションの森の取扱いについて、これまで一律に「人工林については育成複層林へ導くための施業を実施する」とされていたのを、修正。人工林の有する美的景観を確保する必要がある林分等もあるため。
- 水源涵養タイプにおける人工林の下刈・除伐について、植栽木以外であっても有用な天然更新木は保残していく観点から、記述を整理。
- 一部の森林計画区で文言が若干異なっていたことから、全ての森林計画区で文言を統一。